

家庭的保育事業等（小規模保育事業）の認可に伴う利用定員について

1 小規模保育事業について

小規模保育事業は、子ども・子育て支援新制度において、児童福祉法上の市町村認可事業として位置づけられ、子ども・子育て支援法第29条第1項に基づく確認を受けた小規模保育事業については、地域型保育給付の対象とされています。

- ・市町村による認可事業の一つで、3歳未満の児童を対象として、定員6人から19人までの、保育を必要とする子どもに保育を提供する事業です。定員規模や保育従事者の資格の有無等によりA型、B型、C型の3種類に分類され、今回の2園は小規模保育事業A型になります。
- ・設備・運営基準（久留米市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例で定める基準）や経済的基礎等の認可基準（児童福祉法第34条の15第3項各号に掲げる基準）に適合することが必要です。
- ・国の公定価格に基づく給付費の支給を受けることができます。

2 子ども・子育て会議における意見聴取

「くるめ子どもの笑顔プラン」により、久留米市中心部での低年齢児（特に1歳児）の供給量の不足が見込まれることから、待機児童対策として「中央部」に小規模保育事業2か所を公募しました。

今回は、公募によって決定した「学校法人光寿学園」、「NOVA ホールディングス株式会社」が運営する小規模保育事業の利用定員の設定について意見をいただくものです。（子ども・子育て支援法 第43条第2項）

本案件は、両者とも久留米市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例並びに児童福祉法第34条の15第3項各号に掲げる基準に適合しており、社会福祉審議会児童福祉専門分科会（12月13日開催）において認可の承認を受けています。

また、久留米市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則第3条の規定を満たしています。

- (1) 施設名：久留米ベビーガーデン保育園
- (2) 定員：19人【0歳児6人、1歳児6人、2歳児7人】

- (1) 施設名：じぶんみらい保育園久留米
- (2) 定員：19人【0歳児3人、1歳児8人、2歳児8人】

家庭的保育事業等（小規模保育事業）の概要

施設名称	久留米ベビーガーデン保育園
施設所在地	久留米市東町341
定員	19人【0歳児6人、1歳児6人、2歳児7人】
施設	<ul style="list-style-type: none"> ・用途に供する部分の有効面積：248.78㎡ ・鉄骨造6階建ての1・2階 (同一建物 セイワパーク久留米東町駐車場)
事業開始年月日	令和4年4月1日
開所(園)時間	7:15～19:15 *延長保育を含む
職員体制	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士7人(常勤専従4人、非常勤3人) ・看護師(常勤専従1人) ・栄養士1人(常勤専従1人) 調理員1人(非常勤1人)

設置者(運営者)の概要

法人の名称	学校法人 光寿学園
事務所の所在地	久留米市御井町536-2
設立年月	昭和63年4月7日
代表者	理事長 山村 由比
事業内容	認定こども園1、認可保育園3、地域型保育事業所3
法人の組織運営	役員15人(理事5人、監事2人、評議員8人)

施設の位置図（広域）



施設の位置図（拡大）



家庭的保育事業等（小規模保育事業）の概要

施設名称	じぶんみらい保育園久留米
施設所在地	久留米市荘島町9-2 Lien 久留米 BLDG 1階
定員	19人【0歳児3人、1歳児8人、2歳児8人】
施設	<ul style="list-style-type: none"> ・用途に供する部分の有効面積：104,17㎡ ・RC造5階建ての1階
事業開始年月日	令和4年4月1日
開所（園）時間	<p>（平日） 7：00～19：00 *延長保育を含む</p> <p>（土曜日）7：00～18：00 *延長保育を含まない</p>
職員体制	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士11人（常勤専従5人、非常勤6人） ・栄養士1人 調理員1人（非常勤2人）

設置者（運営者）の概要

法人の名称	NOVAホールディングス株式会社
事務所の所在地	東京都品川区東品川2-3-12
設立年月	平成15年6月10日
代表者	代表取締役社長 稲吉 正樹
事業内容	<p>教育産業に関する事業、英語その他外国語の翻訳、保育所の経営、その他</p> <p>認可保育園1、地域型保育事業2、届出保育施設10、その他児童福祉施設10</p>
法人の組織運営	<p>役員9人（代表取締役、取締役相談役の各1人、専務取締役3人、常務取締役、取締役の各2人）</p>

施設の位置図（広域）



施設の位置図（拡大）

